

(5) 委託料と事業経費のかい離

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容																					
健康医療部 保健医療室 保健医療企画課 健康づくり課	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特定の事業者を指定して契約を締結した委託業務で、委託料と収支精算書の事業経費の額がかい離していた。</p> <p>なお、精算の結果委託業務履行に係る経費が委託金額を超えた場合には受託者の負担とし、余剰金が発生した場合には大阪府に返還しなければならないことを契約書に規定していたことから、大阪府の追加負担は発生していない。</p> <p>《健康医療部保健医療室保健医療企画課》</p> <table border="1" data-bbox="593 762 1442 1125"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th colspan="2">一人医師医療法人設立受付相談業務</th> </tr> <tr> <th>契約相手方</th> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託(a)</td> <td>3,194,000円</td> <td>1,254,000円</td> </tr> <tr> <td>事業経費(b)</td> <td>4,027,776円</td> <td>1,604,852円</td> </tr> <tr> <td>(b) - (a) = (c)</td> <td>833,776円</td> <td>350,852円</td> </tr> <tr> <td>(c) ÷ (a)</td> <td>26.1%</td> <td>28.0%</td> </tr> <tr> <td>差が生じた主な理由</td> <td>見積よりも件数が増加したため (見積)100件 → (実績)120件</td> <td>見積よりも件数が増加したため (見積)60件 → (実績)120件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 委託業務仕様書が作成されていなかった。 見積書の内訳と精算書の内訳を比較したところ、各費目の積算方法に整合性が取れておらず、件数の増加が的確に事業経費の増加に反映したか不明確である。 	内容	一人医師医療法人設立受付相談業務		契約相手方	A	B	委託(a)	3,194,000円	1,254,000円	事業経費(b)	4,027,776円	1,604,852円	(b) - (a) = (c)	833,776円	350,852円	(c) ÷ (a)	26.1%	28.0%	差が生じた主な理由	見積よりも件数が増加したため (見積)100件 → (実績)120件	見積よりも件数が増加したため (見積)60件 → (実績)120件	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>委託業務契約については、委託業務仕様書を作成して、発注者が求める業務内容や範囲を、受注者に正確に伝えることにより、適正な契約を締結されたい。</p> <p>一人医師医療法人設立受付相談業務の事業経費については、医療法人設立申請の形式的な審査業務と、これに先行する説明会の開催や相談対応の履行に要する経費であることから、対象件数について、府の裁量の余地がない。府の対象件数が増加した場合に、これに伴う増加経費を受託者の負担とすることは疑問であるため、例えば、必要に応じて変更契約する、件数を大きく見積もって余剰金の返還で処理する、単価契約が相応しい部分を別途契約とする等、委託契約のあり方を見直し検討されたい。</p> <p>発達障がい者・高次脳機能障がい者等8020運動推進特別事業の事業経費については、口腔指導の現地研修等の回数が、府の裁量で決定するものであることから、委託業務仕様書の(別途協議し府の承認を受けた場合は、その)業務内容や範囲を明確にし、事業実施した内容に係る精算を行われたい。</p>	<p>「一人医師医療法人設立受付相談業務」については、相談・申請件数の増加による事業経費への影響が的確に把握できるよう、委託料の積算(見積り)において費目ごとの単価と数量を明確化するとともに仕様書を作成することとした。今後は、委託料と事務経費がかい離しないよう、適宜、契約内容を見直して行く。</p> <p>「発達障がい者・高次脳機能障がい者等8020運動推進特別事業」については、平成26年度末で事業が完了したが、引き続き実施される同様の委託業務を実施するに当たっては必要な業務の内容と範囲を明確にした仕様書を作成することとした。</p> <p>また、今後は、仕様書に基づく内容と範囲に係る精算報告を徴して、履行確認事務の適正な執行に努める。</p>
内容	一人医師医療法人設立受付相談業務																							
契約相手方	A	B																						
委託(a)	3,194,000円	1,254,000円																						
事業経費(b)	4,027,776円	1,604,852円																						
(b) - (a) = (c)	833,776円	350,852円																						
(c) ÷ (a)	26.1%	28.0%																						
差が生じた主な理由	見積よりも件数が増加したため (見積)100件 → (実績)120件	見積よりも件数が増加したため (見積)60件 → (実績)120件																						

《健康医療部健康づくり課》

内容	発達障がい者・高次脳機能障がい者等8020運動推進特別事業
契約相手方	C
委託料(a)	1,999,000円
精算額(b)	2,655,166円
(b) - (a) = (c)	656,166円
(c) ÷ (a)	32.8%
差が生じた主な理由	口腔保健指導の現地研修等の回数を7回から11回に増やしたため

- ・ 委託業務仕様書が作成されていなかった。
- ・ 見積書の内訳と精算書の内訳を比較したところ、各費目の積算方法に整合性が取れておらず、回数を増やしたことが的確に事業経費の増加に反映したか不明確である。